

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 1 回公聴会
議 事 録

開催日時 令和 8 年 5 月 13 日(水) 14 時 30 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第1回公聴会議事録

1. 開催日時 令和8年5月13日(水) 14時30分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員
渡 邊 英 敏
阿 部 義 広
濱 田 貴 史
岡 崎 都
桑 原 保 徳
鳴 海 美 代
本 庄 新
阿 部 貴 史 (会長、議長)
近 乗 美 信

欠席委員
須 川 直 樹
高 瀬 亮 子
笛 吹 理 絵
渡 邊 満 晴
畠 中 順 子
小 野 裕 佳

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、山田主幹、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

臨席者 大分県南部振興局 原副主幹

4. 結果 公述者なし

5. 概要
事務局長 | ただいまから、第23期大分県海区漁業調整委員会第1回公聴会を開会いたします。
| まず、この公聴会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

この公聴会は、漁業法第64条第8項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき、知事が作成した海区漁場計画の変更案について、当委員会が意見を述べようとする際、当該海域において漁業を営もうとする者、その他利害関係人の意見を広く聴くために開催するものです。

そのため、この公聴会の開催について、令和8年4月30日付けで、大分県漁業協同組合各支店や県のホームページで広くお知らせし、本日まで意見を述べる方の公募をしております。

次に公聴会における発言のきまりについて説明いたします。公聴会規程により、発言される方は会長の許可を得て、所属、職、氏名を述べてから発言願います。

なお、委員の皆様は公述者に対し、質問することができますが、公述者は委員に質問することができません。

以上です。

会長

それでは、公聴事項の「海区漁場計画の変更について」事務局から説明してください。

事務局長

ご説明の前に資料の確認をいたします。委員の皆様には資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に議案書があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案書の3ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づきまして、知事から本委員会に対し意見を求められたものでございます。

次の4ページが知事からの諮問文でございます。

区画漁業権について、変更2件、新規4件を設定するため、海区漁場計画を変更するものです。

議案書の13ページをご覧ください。海区漁場計画の変更の告示の案でございます。

このページの漢数字の一、海区漁場計画の変更内容は議案書の15ページに記載されています。13ページに戻っていただいて、漢数字の二、保全沿岸漁場に関する事項は該当がないため

「該当なし」、次のページの漢数字の四、免許予定日は「令和 8 年 1 0 月 1 日」です。

次に漢数字の五、四に係る申請期間は「令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで」です。

この漁場計画の変更案は、漁業者又は漁業権者からの要望に基づいて検討を行い、現地調査及び関係者に対するヒアリングの結果、作成しています。説明は以上です。

会 長

説明がありましたが、この件について公述される方はございませんか。

いらっしゃらないようですので、これをもちまして本日の公聴会を終了します。